

専決処分の不承認に伴う措置について

平成30年度与那国町一般会計補正予算(第2号)及び平成30年度与那国町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分及び不承認とその後の措置等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第4項の規定に基づき、以下のとおり説明し報告いたします。

平成30年12月10日

与那国町長 外間守吉

1 専決処分の経緯と不承認について

【専決処分に至った理由】

平成30年第4回与那国町議会(9月定例会)において提出した補正予算が審議されない状態が続いているため、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分のうち「議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる」に該当することから、提案した平成30年度与那国町一般会計補正予算(第2号)及び与那国町国民健康保険事業特別会計(第1号)のうち緊急性を要する事案について平成30年10月12日付けで専決処分を行いました。

[専決処分の内容]

- 件名：平成30年度与那国町一般会計補正予算(第2号)
：平成30年度与那国町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 内容：平成30年与那国町9月議会において審議されなかった補正予算のうち緊急性を要する経費等

【専決処分後の議会提案】

専決処分に伴い地方自治法第179条第3項の規定により、町長は専決処分について次の議会に報告し承認を求めなければならないことから、平成30年12月7日開会の平成30年第5回与那国町議会(12月定例会)に承認を求める提案をしましたが、不承認となりました。

2 専決処分の「不承認」に伴う措置について

専決処分は、議会の承認が得られなくてもその効力に影響はありませんが、地方自治法第179条第4項の規定により、予算に関する専決処分について承認を求め議案が否決されたときは普通地方公共団体の長は、速やかにその専決処分に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとされています。

「必要と認める措置」として、専決処分を行った経緯や専決処分の内容及び専決処分が不承認となったこと等について、町民の皆様にご説明し、この旨を議会にご報告させていただく次第です。なお、今回行います必要な措置の具体的内容としましては、町長が町民に対して公告や本町ホームページ等を通じて説明し報告を行うものです。

3 結びに

最後になりますが、今回の提案議案の不承認について、提案者である町長としてこの結果を大変重く受け止め町民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

今後は、当該責務を踏まえ、適切に対応して参りますので、引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。